

2 ドイツ連邦共和国における外国人犯罪に係る刑事訴訟手続き

(1) 序

外国人の被疑者・被告人であるからという理由で、特別の法が適用されるということは原則としてない。しかし、外国人の多くはドイツ語を十分に理解せず、ドイツ語で自己の意志を十分に表現できないので、その訴訟手続に、翻訳文が要求されたり、通訳人が付けられることが全般的な特徴である。

(2) 通訳・翻訳に関する法規制

① 全般的な法規制

裁判所構成法は、「裁判所用語 (Gerichtssprache)」はドイツ語であり（同184条）、「ドイツ語を自由に操れない者の関与のもとに審理するときに通訳人が招致される（同185条1項1文）」こととされている。したがって、刑事訴訟の口頭弁論はドイツ語でのみ行われるのであって、「訴訟関係人の全員がその外国語を自由に操れるときには、通訳人を招致しないことができる（同185条2項）」という規定は、捜査段階あるいは公判期日外の審問の場合に限られると解されている。

裁判に関連する文書は、ドイツ語で記載されるのが原則であり、公判調書もドイツ語で記載され、外国語による副調書は作られない。ただし、裁判官が事柄の重大性に鑑みて必要と認める場合にのみ、外国語による供述又は説明が、外国語で調書又は附属文書に記載され、適当な場合には、これに通訳人が認証した翻訳文が付される（同185条1項2、3文）。

訴訟法上、文書によることが求められている呼出状、起訴状、略式命令、裁判所の決定、判決、上訴権の教示などの文書は、ドイツ語で記載される。ただし、当該被疑者・被告人のドイツ語に対する理解力が不足しているときは、被疑者・被告人の防御権を擁護する目的で、通訳人の助力又は翻訳文の添付が要求される場合がある（連邦憲法裁判所判例）。

なお、刑事訴訟法等準則（日本の政令に相当する）は、「呼出状、勾留状、起訴状、略式命令及び裁判所のその他の実体裁判は、ドイツ語を意のままに操れない外国人に対しては、その者が理解できる一つの言語に翻訳

されて知らされる」（同準則Nr. 181II）と規定しているが、連邦憲法裁判所の判例は、「この準則は、裁判所に対して翻訳文の添付を推薦しているにすぎない」と述べている。

②法廷における通訳実務

通訳人は、被疑者・被告人のためにのみ付けられるのではなく、その職責は、「裁判所とドイツ語を十分に理解しない訴訟関係人との間の意志疎通を仲介すること」と解されている。したがって、この職責から通訳人の数、配置、通訳の限度もおのずと導かれる。

訴訟関係人中で被告人のみがドイツ語を理解しないという典型的なケースを例にとると、法廷はドイツ語で行われるのであるから、裁判長の訴訟指揮は被告人に聞こえる範囲で通訳されればよい。通例では、通訳人が被告人の隣の席に座り、訴訟指揮と同時に被告人の耳元でささやいて通訳している。証拠書類の朗読、証人の証言、判決の宣告なども同様である。

逆に、被告人の発言は、裁判所全体（訴訟関係人全員）に聞こえるように通訳される。証人が外国語で証言する場合も同様である。したがって、被告人と証人が同じ言語の場合には、新たな通訳人は呼ばれずに、当初の通訳人が被告人の隣の席から証人の隣の席に移動している。

被告人が2名の場合には、通訳人は1名だけ呼ばれ、2名の被告人の間に座って通訳することが多く、被告人が3、4名の場合は、通訳人は2名呼ばれ、それぞれ1ないし2名の被告人に聞こえるように通訳している。被告人ごとに理解する言語が異なるときには、1名の通訳人で複数言語の通訳が可能であったとしても、その言語の数だけ通訳人が呼ばれる。

通訳の範囲は、原則的に、被告人の防御権を擁護するために意味のある法廷での発言全部である。この点に関する法律上の例外が終結弁論であり、少なくともその発言中の検察官と弁護人の申立て部分だけは通訳されるべきであるとしている（刑事訴訟法259条1項）。この規定は、主として参審員を説得する機能を有する論告・弁論は、譲みなく進められる必要があるためであり、弁護人がついていることから、被告人の防御権は守られると考えられている。その他、被告人に通訳されるべき事項であるかどうかは、最終的に裁判長の訴訟指揮にかかる。

被告人が一部ドイツ語を理解しているときには、通訳人は全部を通訳する必要はなく、被告人に十分な理解を与える範囲で通訳すればよい。実際に、長年ドイツで生活しているために、相当にドイツ語ができる被告人も少なくない。一応通訳人を呼ぶが、被告人が尋ねた場合にだけ通訳しているケースも見られる。

被告人がドイツ語を相当良く理解している場合に通訳人を呼ぶかどうかについては、事案の重大性・複雑性等に照らし、被告人の防御能力を実質的に判断して行われている。その判断には比例の原則（Verhältnismäßigkeitsprinzip）が適用され、殺人等の重大事件であれば念のために通訳人を呼ぶが、窃盗等の軽微な事件で争いがない場合には呼ばないなどの柔軟な運用がなされている。

③ ヘッセン州における司法通訳人制度

裁判所構成法により、「通訳人が、適当な方法で一般的に通訳の宣誓をしているときは、その一般的宣誓により通訳に従事するのに十分である（同189条2項）」とされている。一般的宣誓の方式は、各州の規定に委ねられており、ヘッセン州においては、州司法大臣の命令により司法通訳人制度を設け、有資格者は一般的宣誓をすることにより通訳人リストに登載され、その証明書の発行を受ける。

この州法によれば、申請の条件は、①成人であること、②州内に住居を有すること、③必要な人間的信頼を得ていること、及び語学力の程度として④ドイツ国内の国家通訳人試験に合格していること、又は他の適宜の方法で必要な言語知識を有すると認められることである。

資格を有する申請者は、裁判官の面前で、「裁判所あるいは公証人から招致されたときは、誠実に通訳すること」を宣誓する。この宣誓は、州内のどの裁判所においても通用し、地裁所長は、州高裁長官、管轄区域内の簡裁及び公証人会に通訳人リストを送付する。通訳人の死亡又はその通訳人の信頼性若しくは能力に重大な疑念がある場合にはリストから抹消される。後者の事由による末梢の際には、当該通訳人は聴聞される。

翻訳人の場合も上記に準じて行われる。通訳人は認定を受けて翻訳業務を兼務することが可能である。一般的宣誓をしている通訳人が公判廷で通

訳する場合には、個々の事件における宣誓は不要になる。また、拘置所における被疑者と弁護人の接見に帯同された場合には、個々に裁判官あるいは検察官の許可を得ずに職務に従事できる。

(3) 通訳人の運用

① 裁判所

裁判所においては、原則として、一般的宣誓をしている通訳人が個々の事件において通訳人として招致されているが、個々の事例において、一般的宣誓をしていない通訳人が通訳する場合もある。通訳能力については、実際の通訳ぶりを見ているとある程度判断できるため、事案や証人の重要性を考慮して、訴訟進行の速度を調節するなど柔軟に対処している。

個々の事件における通訳人の指名は裁判長の権限であり、これまでの経験に基づき有能であることを承知している通訳人を指名する場合が多い。フランクフルト地方裁判所では、通訳人リストに78言語のべ約1,100名の通訳人・翻訳人が登載されている。

通訳人リストは民事刑事共通であるが、主要言語の通訳人はそれぞれ専門分野を有していることが多い。また、一種のハク付けの意味でリストに名前を載せ、司法業務をほとんどしていない通訳人も多い。現在では、質量ともに十分な通訳人・翻訳人が確保されていて、個々の事件で通訳人探しに苦労することはなくなっている。

② 検察

フランクフルト検察局においては、裁判所の通訳人リストをもとに、刑事事件の捜査通訳に日頃からよく協力してくれている通訳人のリストを作成し、そのリストの中から適宜指名している。同検察局のリストには、現在45言語約190名の通訳人が登載されている。検察局においては、日本と異なって緊急の尋問が比較的少ないことも一因であるが、現在では、通訳人・翻訳人確保について特に苦労はしていない。

③ 警察

警察の場合、ドイツの訴訟法下では最も緊急性が強く、しばしば深夜・休日の稼働あるいは長時間の稼働が要求されるので、一般的宣誓をした通

訳人にだけ頼っていられず、適宜の方法で通訳人を探し、独自のリストを作成している。例えば、現行犯逮捕の場合、外国人被害者の事件が発生した場合、その他様々な場合に緊急に通訳人が必要とされ、さらに後述する電話監聴の場合などは一晩中働いたり、その録音テープ内容の翻訳やコンピュータ入力まで担当することもある。

フランクフルト警察の場合、現在約50言語約280名の通訳人がリストに登載され、通訳人の前歴についても調査を行っている。警察における通訳人の選任では、緊急性との関係で、取りあえず通訳できる人で対応する場合もしばしば発生する。捜査を緊急に進展させる公益的な必要性と被告人の十分な権利保護との均衡をとるため、外国語に翻訳した権利の教示書等も活用している。

(4)訴訟手続きの各段階における通訳実務

ドイツ語を十分に理解していない被疑者・被告人その他訴訟関係者が関与する事件における通訳実務について、手続き段階にしたがって紹介する。

①裁判の告知

裁判を受ける者の面前で行う裁判は宣告により告知され、その他の裁判は送達により告知される。一般論として、ドイツ語を理解しない外国人の被疑者・被告人に対しては、前者の場合は通訳人により通訳され、後者の場合は文書に翻訳されるのが原則である。

告知に際し、期限が定められた上訴方法がある場合には、上訴ができること、その期間及び方式が教示される。上訴権の教示は、正確に誤解のないように伝える必要があるが、一般に口頭による説示で足りる。ドイツ語を十分に理解しない外国人の被疑者・被告人に対しても、上訴権の内容が口頭で通訳されればよいが、「上訴状はドイツ語で提出されなければならない」旨の教示も併せて通訳される必要がある。

裁判所用語はドイツ語であるから、外国人の被疑者・被告人には上訴権に関する翻訳文の交付を請求する権利はなく、必要があれば自費で翻訳することになる。ただし、裁判所における法的聴聞の権利（Rechtliches Gehör vor Gericht）を擁護するために必要な略式命令の際の上訴権教示

などは、被告人が理解する外国語に翻訳されることを要する（連邦憲法裁判所判例）。

② 勾留

被疑者が犯罪を犯したことについての十分な嫌疑と、逃亡・潜伏中であること、逃走のおそれがあること、証拠隠滅のおそれがあることなどの勾留理由がある場合に（刑事訴訟法112条、112条a）、裁判官により勾留命令が発せられる（Halfbefehl、同114条1項）。この勾留命令には、被疑者、被疑事実、主要な証拠及び勾留理由が明示される（同条2項）。起訴前においては、原則的に検察局の請求により勾留命令が発せられる（同125条1項）。

被疑者の身柄を拘束する際には勾留命令を告知し、その謄本を交付する。身柄拘束に際しては、警察官により「○○罪の嫌疑により勾留命令が出ているので逮捕する」という程度に告知されれば十分であり、通訳人により通訳されることが望ましいが、実務上は、令状により拘束されることがわかる程度に知らされればよいという解釈である。

被疑者は、身柄拘束後遅滞なく管轄裁判官のもとに引致され、被疑事実について尋問を受ける。裁判官は、被疑者に被疑事実と黙秘権などを教示し、嫌疑及び勾留理由について弁解の機会を与え、勾留が継続される場合には、不服申立て方法が教示される（同115条）。この手続きは、裁判所が依頼した通訳人によりすべて通訳される。

不服申立て方法の教示は、必ずしも文書による必要はないが、フランクフルト簡易裁判所には、主要な言語に翻訳された教示用の注意書が準備されている。勾留命令の謄本については、裁判官により通訳人を通してその内容が告げられているので、翻訳までの必要はないと解されている。

③ 仮逮捕

仮逮捕は、①現行犯による場合は、逃亡のおそれ又は直ちに身元が確定できないときは何人に対しても（刑事訴訟法127条1項）、②勾留命令の要件があり、急を要するときは検察官と警察官に対して（同条2項）、それぞれ認められている。

被逮捕者は、遅くとも仮逮捕の翌日までには、管轄裁判官のもとに引致されて、その尋問を受け、逮捕が正当でない場合及び逮捕事由がなくなつた場合を除いて、勾留命令が発せられる（同 128条）。この場合の不服申立て方法の教示については、前述の勾留命令と同じである。

逮捕者は、被疑者に対して「〇〇罪で仮逮捕する」という程度に告知すれば十分であると解されている。仮逮捕の場合、証拠の状況にもよるが、裁判官引致の前に、警察官により身上関係と事実関係についての聴聞がなされることが多い。その際に通訳人が呼ばれれば、仮逮捕の嫌疑等も詳細に知らせるが、供述意志がないとする者（実務上相當に多い）に対しては聴聞はなされない。

④ 捜索・差押え等

検索・差押えの命令は、原則として裁判官が、急を要するときは検事及びその補助官が出す（刑事訴訟法98条、105条）。この命令は通例書面であるが、急を要する場合は口頭（電話）で行っている。

検索されるべき場所又は物の占有者は検索に立ち会うことができる。占有者の立ち会いがないときは代理人、同居人、隣人等に立ち会わせる（同106条1項）。被疑者方以外の場所の検索の場合には、検索開始前に立会人に検索目的が告知される（同条2項）。また、通訳人を介して検索を受けた者の請求により、検索理由を書面により通知する（同107条）。

立会人その他居住者に対する告知や説明は、可能な範囲ですればよく、身振り・手振りといくつかの単語で一応の意志疎通を図る程度で足りる。検索理由の通知文書はドイツ語で記載され、外国語には翻訳されない。また、押収物目録には不服申立て方法が示されているが、やはり翻訳されていない。

身体検査命令についても、原則として裁判官が、急を要するときは検事及びその補助官が発し（同法81条a）、検査対象者には可能な限りの意志疎通を図るだけで足りる。

⑤ 被疑者・証人の取調べ

被疑者は、尋問のために書面をもって召喚され（刑事訴訟法133条1項）、理由のない不出頭の場合には引致される。また、被疑者及び証人は、

召喚に基づいて検察局に出頭する義務を負う（同163条a3項、161条a1項）。

この召喚状は翻訳されておらず、必要があれば自費で翻訳すべきとされているが、検察局が通訳人あるいは翻訳人に依頼して外国語で呼出しの連絡をとることは可能である。

最初の尋問を開始する際は、被疑事実などが告げられ、さらに事実について黙秘できること、弁護士と相談できること、証拠調べの請求ができることなどが告知される（同136条）。警察、検察局、裁判所のいずれにおいても、初回の尋問に際してこの告知を行えば足りると解されている。

フランクフルト警察においては、被疑者の初回の取調べの際に、「私は取調べに先立ち、○○の権利を知らされた」と定型的に印刷してある権利教示書に署名させている。ドイツ語を理解しない外国人被疑者の場合には、外国語に翻訳した権利教示書と、事実について供述するか否かの回答を求める書面を用意しており、これに署名させている。なお、検察局及び裁判所においては、初回の取調べの際に、通訳人により口頭で権利告知されるだけである。

捜査段階で被疑者・証人等を取調べる際の通訳方法は、個々の検査官の自由に任されるが、録取された調書は通訳人により読み上げられて、内容を確認の上、被疑者・証人等が署名し、あわせて通訳人も署名する。

⑥公訴

公訴を提起するに足りる十分な事由があるときは、検察局は管轄裁判所に対して起訴状を提出して公訴を提起する（刑事訴訟法170条1項）。なお、事案がごく軽微である場合などは一定の要件のもとに不起訴とすることができる（同153条以下）、また、証拠が不十分な場合には不起訴とする（同170条2項）。

起訴状の内容は、訴追の命題である構成要件該当事実のほか、証拠、検査の主要な結果を含む（同200条）ので、日本における起訴状、証拠請求書、冒頭陳述書が合体したような詳細なものである。

起訴状は、ドイツ語を十分に理解できない被告人に対しては、その者が理解できる言語に起訴状の全文が翻訳されて送達される。手続的には、檢

察局で公訴提起にあわせて翻訳を依頼するため、翻訳の費用は検察局が支出する。起訴状の翻訳には、5～10ページ程度の一般的な事件で約1～2週間を要する。

起訴状が翻訳される法的根拠は、ヨーロッパ人権条約6条3項aの「すべて被告人は、（略）その者が理解できる言語の一つによって、その者責に帰せられるべき訴追の根拠事実が遅滞なく理解させられる」との規定である。同条約の解釈では、口頭通訳・文書翻訳のいずれでも差し支えないとしている。

更に、被告人に対しては、起訴状が送達された際に、公判開始決定前に証拠調べの請求をするかどうか及び公判開始に異議を申立てるかどうかについて意見を聞く（同法201条）。この通知文書についても、申立ての期間が定められているので、被告人の防御利益の実質的保全のために、フランスフルト地裁では外国語に翻訳されて被告人に送られている。

⑦略式命令等

略式命令（刑事訴訟法407条以下）は、検察官の申立てに基づき、軽罪について書面審理により罰金刑等の処分を課すことができる裁判手続きであり、日本のそれに比較的類似した制度である。

略式命令は被告人が理解できる外国語に翻訳される。略式命令手続では裁判官による聴聞の機会がなく、被告人が内容を理解する必要性が高いためである。特に、送達後2週間以内に異議を申立てないと確定する旨の教示（同409条1項7号、410条）は、被疑者の防御利益を保護するために不可欠と考えられている。

証拠不十分により刑事手続きを打切る場合には、被疑者が尋問又は勾留されているときは、検察局が被疑者にその旨を通知する。（同170条2項）。また、告訴・告発がなされた事件を打切る場合には、検察局は、理由を示して通知し、特に被害者である告訴人には、不服申立てが可能であること及びその期間を教示する（同171条）。これらの通知は文書によるのが通例であるが、その翻訳はなされていない。

⑧公判

裁判所は、犯罪についての十分な嫌疑が認められるときには公判手続き

の開始を決定し（刑事訴訟法203条）、この決定は被告人に送達される（同35条2項）。また、これと同様に、公判手続きを開始しない旨の決定も被告人に通知される（同204条）。これらの決定は、外国人の被告人に対し、いずれも翻訳されていない。

在宅被告人の場合は召喚状により召喚される（同216条1項）が、外国人の被告人に対しても召喚状を翻訳する必要はないとの判例があり、フランクフルト地裁の実務でも翻訳されていない。

判決は、ドイツ語を十分に理解しない外国人の被告人に対しては通訳されるが、判決の翻訳文は作成されず、被告人には翻訳文の請求権がないと解されている。これは、判決文が口頭で通訳されることに加えて、弁護人が付されているからである。

判決宣告の際の上訴権教示には、ドイツ語を十分に理解しない外国人に対して、通訳人によりその内容が通訳されるとともに、上訴状はドイツ語で提出することを教示する旨が刑事訴訟法等準則に定められている（同準則Nr.1421）。フランクフルト地裁では、この教示書を翻訳した注意書を手交しているが、口頭で説示しても違法ではない。

(5) 通訳・翻訳の報酬

通訳人及び翻訳人の報酬については、「証人及び鑑定人の補償に関する法律」の規定が適用される（同17条）。翻訳の場合は、1行（50文字以内）1.50DMが原則で、特殊専門用語があるとか原稿が読みにくいなど困難な場合には4.50MDまで、特に困難な場合には6.50MDまで報酬を上げることができる。また、どんなに短い文章であっても、1件につき最低20DMは補償される（同17条3、4項）。通訳の場合は、1時間40ないし70DMが原則であり、内容が特殊あるいは困難な場合には50%まで加算できる（同17条2項、3条）。なお、通訳・翻訳を主たる職業としている場合には20%が加算されている。

この法律は、裁判所における通訳だけではなく、原則的に検察、警察における通訳にも適用され、一般的宣誓の有無とは無関係である。警察では、夜間・休日の勤務などには一定の加算を行い、その他必要な実費が補償される。

自宅から通訳場所までの往復時間、本人の責めによらない待機時間についても補償の対象となる。

これら通訳・翻訳に要する費用は訴訟費用となるが、有罪であっても外国人の被告からは原則的には徴収されない。「ドイツ語ができない、あるいは聾啞者である被告人のため通訳人又は翻訳人が招致されたときは、被告人の責めに帰すべき懈怠又はその責めに帰すべき事情により生じた費用に限り、これを被告人に負担させる（刑事訴訟法464条c）」とされているからである。この条文は、ヨーロッパ人権条約6条3項eの「すべての被告人は、少なくともその者が裁判所の審理に用いられる言語を理解せず、あるいはその言語で表現できない場合には、無償で通訳人を招致することを請求できる」の規定に根拠をおいている。

(6) 通訳人確保のための諸方策

結論としては、現在フランクフルトでは通訳人の不足に困る状況はない。以前には、北アフリカの小部族の言語や東アジアの言語などの通訳人が不足したため、空港の職員を急遽呼んできたり、当該言語から英語に、さらに英語からドイツ語にという二重通訳をさせたこともあった。

しかし現在では、一応有能な通訳人が適時に手配できる状態であるため、公的機関が通訳人を養成する必要は認められず、基本的には、外国人が増えれば、その言語の通訳人も必然的にえてくるとの発想である。また、通訳人が管内で見つからなければ、州内又は連邦内の他都市から呼ぶことになる。これは、捜査のための勾留日数算定において通訳人手配の問題が考慮されるため、ある程度時間をかけて良い通訳を探すことが可能という事情による。

(7) 通訳の正確性・中立性確保のための諸方策

① 正確性確保の問題

裁判所や法務省は用語辞書や制度の解説書を特に作らず、通訳人の責任において、重要な専門用語は独自で勉強している。職人(Meister)制度の歴史を有する国柄だけに、職業知識・技能に対する要求が高いためである。

通訳人は、訴訟記録の全部を見ることはできない。ただし、前もって起

訴状（注1）の写しが与えられていることが多く、更に鑑定人の尋問などで難解な専門用語があるときには、裁判長の判断で事前にその書類を閲覧させることもある。実際の通訳は、同時通訳ができる者には同時通訳させるなど通訳人の能力に従った速度と方法で行われ、事柄の重要性も勘案して柔軟に対応している。

（注1）当地の起訴状は、公訴事実以外に、日本の冒頭陳述と証拠請求に相当する部分が含まれているので、争点を含めて事案の全貌が容易に理解できる。

原則としてドイツ語を理解しない被告人（証人）の耳元でささやく通訳方法が用いられる結果、通訳人がどのように通訳したかについては、他の訴訟関係人には聞こえないことが多い。しかし、裁判所によって指名された司法通訳人による通訳内容を検証するために、公判廷に第二の通訳人が招致されるようなことはない。

公判廷における通訳内容についての記録は原則的に一切残らないが、もともと被告人や証人・鑑定人の供述内容についても、重要な事実がある場合にのみ、裁判所の訴訟指揮に基づき記録される。

これは、地裁が一審の事件は控訴ができず、上告のみであって事実認定を争えないことから、公判供述を細かに記録する必要がないためである。ドイツの刑事訴訟では、事件記録を事前に一切見られない参審員が審理に関与することがあるなど、証拠調べに関しては直接主義・口頭主義が徹底しており、公判調書には主として法律上の方式を遵守したか否かに関する事実が記録されるだけである。

なお、簡裁が一審の場合には、地裁に控訴して事実認定を争えるが、原則的には、控訴審で証人尋問等の証拠調べを全部やり直し、控訴審の公判廷で直接述べられたことだけが証拠になるため、簡裁一審の公判調書の記録も比較的簡単である。

捜査段階の自白調書について、被告人が公判廷で「そのような自白はしていない。通訳人が虚偽の通訳をしたのだろう」と弁解することがしばしば起こる。この場合、捜査段階の通訳人が証人として呼ばれて尋問を受けるが、基本的には「誠実に正確に通訳した」という答えしか帰ってこない。

捜査段階の通訳の正確性あるいはその自白調書の証拠能力は、他の種々の間接証拠から判断されることになる。

基本的に、被告人が公判廷で否認している場合、捜査段階の自白調書だけで有罪の認定がなされることはまず無く、証拠物、証言、鑑定その他種々の証拠の積み上げにより事実認定がなされる。

捜査に対する不信は訴訟法上予定されていないので、捜査段階の通訳人と公判段階の通訳人とを分離する必要性はなく、捜査・公判を通じて同じ通訳人が通訳していることが多い。むしろ捜査と公判とで同じ通訳人である方が、通訳人が事案の内容を知っていて合理的と考えられている。

被告人が捜査段階の通訳人を信頼していない場合には、公判段階からは別の通訳人が選任される。また、公判に従事していた捜査段階からの通訳人が証人に呼ばれたときは、その後は当該通訳人は公判から外れ、別の通訳人が呼ばれることになる。通訳の正確性については、検察官・弁護人からの具体的な申立てが無いかぎり、これを信用するのが前提である。

② 中立性確保の問題

制度上は、鑑定人の場合に準じて、通訳人の除斥・忌避の制度が規定され（裁判所構成法191条）、特定の地域との結びつきや、特定の宗教との結びつきが被疑者・被告人と通訳人との間に認められ、その中立性に疑問があれば、通訳人として不適当であり、別の通訳人を付することになる。ただし、訴訟関係人からの具体的な申立てが無いかぎり、中立性の問題はないものと推定されている。

裁判所、検察局、警察のリストには、その通訳人の母国における住所や宗教などは記載されておらず、わずかに申請書に履歴書が添付されているが、その内容はリストには転記されない。したがって、通訳人と被疑者・被告人との結びつきを検証する制度は無く、個々の事例の中で疑惑が生ずれば、これを調査し、疑惑があれば排除するだけである。